

平成二十九年十一月十四日受領
答 弁 第 一 八 号

内閣衆質一九五第一八号

平成二十九年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出戦士の国家日本の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出戦士の国家日本の意味に関する質問に対する答弁書

一、二及び四から八までについて

御指摘の米国政府要人の発言の逐一について政府としてお答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「日米間の外交文書など」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

九について

政府としては、今後とも非核三原則を堅持する所存である。